

神奈川県監査委員報告第10号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和4年3月25日

神奈川県議会議長 小 島 健 一 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

| | |
|----------|-----------|
| 神奈川県監査委員 | 村 上 英 嗣 |
| 同 | 太 田 眞 晴 |
| 同 | 吉 川 知 恵 子 |
| 同 | 嶋 村 た だ し |
| 同 | てらさき 雄 介 |

第1 監査の種類

財務監査（随時監査）及び行政監査

第2 監査の対象**1 財務監査（随時監査）**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行（1に定める監査の対象を除く。）

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

本庁機関1か所及び出先機関1か所

第5 監査実施日

令和3年11月12日から令和4年3月1日まで

第6 監査の実施内容

1 臨時財務監査

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、これまで令和2年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった機関のうち本庁機関1か所において、令和2年度の事務事業を対象として、次の各事項について臨時に監査した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

また、令和3年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、継続して警備業務委託契約に係る支払状況を確認する必要があると認められた出先機関1か所において、当該支払状況を臨時に監査した。

2 臨時行政監査

上記の2か所のうち、これまで令和2年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった1か所において、1の監査と併せて、次の各事項についても臨時に監査した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

監査の結果、臨時財務監査及び臨時行政監査を実施した本庁機関1か所並びに臨時財務監査を実施した出先機関1か所において不適切事項が6件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

1 産業労働局

本庁機関

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項 |
|---------|--------------------------|--|
| 総務室 | 令和3年11月12日（令和3年9月9日職員調査） | <p>1 予算の執行において、受講用端末ほか購入契約（契約額 37,899,950 円）の履行遅滞に伴う違約金 124,187 円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入として収入調定を行うべきところ、これを行わず、契約額 37,899,950 円から違約金相当額 124,187 円を減額して支払うことにより処理していた。</p> <p>2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 若手商業者連携促進事業に係るコーディネーターへの謝礼金（1名分 50,000 円）の支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。</p> <p>(2) 令和3年3月分のさがみロボット産業特区プレ実証フィールドのインターネット利用料 1,408 円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 自動販売機設置場所賃貸借契約（契約総額 220,000 円、契約期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年 2.7%とすべきところ、年 2.6%としていた。その結果、貸付料の納付遅延に伴う違約金の調定に当たり、違約金の率を誤り、1件、6円が徴収不足であった。</p> <p>(2) 業務用参考図書を購入（59,400 円）に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p> |

2 企業庁

出先機関

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 不適切事項 |
|-------------------|--------------------------------------|---|
| 神奈川県企業庁 谷ヶ原浄水場 | 令和4年3月 1日（令和3 年11月12日 職員調査） | 契約事務において、谷ヶ原浄水場警備業務委託 契約（契約額15,523,200円、契約期間：令和2年 5月1日から令和5年3月31日まで）に基づき行 われた令和2年10月30日の警備業務について、 仕様書で定める実務経験3年以上の警備員による 業務の履行がなされておらず、契約の目的を達し ていないにもかかわらず、同日分の委託料として 17,600円を支払っていた。 |